

熊野町申請書等作成用機器賃貸借に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

マイナンバーカードの取得、更新等に要する各種申請書等の作成にあたり、住民の利便性の向上に資する申請書等作成用機器を賃貸借により調達する。本実施要領は、この調達に係る業者をプロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の概要

(1) 事業名

熊野町申請書等作成用機器賃貸借

(2) 事業内容

別紙「熊野町申請書等作成用機器賃貸借仕様書」のとおり

(3) 履行期間

準備期間：契約締結日の翌日から令和7年9月30日まで

賃貸借期間：令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

(4) 予算限度額

月額30,360円（うち消費税等 2,760円）、60回

※ 全体額：1,821,600円（消費税等額を含む）

※ この費用は、準備期間に要する全ての経費を含むものとする。

3 プロポーザルの形式

本事業は、公募型プロポーザルにより実施する。

4 プロポーザル審査委員会の設置

契約候補者の選定は、熊野町申請書等作成用機器賃貸借に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱に定める審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行うものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の各項のいずれかに該当する者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者が含まれている者

- ⑤ 申請時に、熊野町の町税（熊野町の町税が課税されていない場合は、本社・本店の所在地において、納付すべき市町村税）、消費税及び地方消費税のいずれかに滞納がある者。
- (2) 本件調達に関し、本町の令和7年度一般（指名）競争入札参加資格者名簿の入札参加資格（営業種目において「役務」「リース」の登録があること）を有し、公告の日から契約締結日までの期間において、町で指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 広島県内に本社、支社、営業所その他の事業所を有する者又は、広島県内に事業所はないが、町の求めに応じて速やかに業務管理責任者又は業務担当者を町に来訪させることができる者であること。
- (4) 令和7年3月末時点で、提案者が全国の市町村自治体へ元請けとして受託又は納品した実績（過去5か年以内のもの）を3件以上有すること。
- なお、本項目の実績は、今回調達する機器として本仕様で示す機器と同一機器または同等以上の機能を有する機器（仕様書6（5）で承認する機器を含む）一式とする。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

6 スケジュール（予定）

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 実施要綱等の公表（公告開始日） | 令和7年6月16日（月） |
| (2) プロポーザル参加資格受付期限 | 令和7年6月25日（水）午後5時まで |
| (3) プロポーザル参加資格確認通知 | 令和7年6月27日（金）まで随時通知 |
| (4) 実施内容等に関する質問受付期限 | 令和7年7月2日（水）正午まで |
| (5) 質問に対する回答 | 令和7年7月3日（木）午後5時まで |
| (6) 企画提案書等受付期限 | 令和7年7月4日（金）午後5時まで |
| (7) 審査委員会 | 令和7年7月9日（水）※予定 |
| (8) 審査結果の通知・公表 | 令和7年7月10日（木）※予定 |

7 公募型プロポーザル実施要領等の閲覧及び入手方法

- (1) 閲覧期間
令和7年6月16日（月）から令和7年6月25日（水）まで（土曜日、日曜日を除く。）
の午前9時から午後5時まで
- (2) 閲覧場所
〒731-4292
広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号
熊野町役場住民生活部税務住民課
電話：082-820-5604
なお、熊野町ホームページにも掲載する。
- (3) 入手方法
熊野町ホームページからのダウンロードによる。

8 説明会

説明会は開催しない。

9 参加申込・資格確認等

(1) 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の参加資格確認に伴う必要書類を、提出期限までに持参又は郵送により提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合すると確認された者に限り、本プロポーザルへ参加することができる。

① 必要書類

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】

イ 企業・団体の概要【様式2】

ウ 熊野町税の納税証明書（熊野町税が課税されていない場合は、本社・本店の所在地において納付すべき市町村税に滞納がない旨を証するもの）又はその写し（証明日が申請日から3か月以内のものに限る。）

エ 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号様式による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し（証明日が申請日から3か月以内のものに限る。）

オ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し（個人の場合は、身分証明書又はその写し。証明日が申請日から3か月以内のものに限る。）

② 提出期限

令和7年6月25日（水）午後5時まで（必着）

③ 提出場所

「15 問い合わせ先」に同じ

④ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便。以下同じ。）による。

なお、郵便等による場合は、封筒に「参加資格確認申請書在中」と朱書きし、上記②の提出期限までに必着するものとする。

(2) 確認結果の通知

確認結果は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書に記載の電子メールアドレスへ、令和7年6月27日（金）までに電子メールで通知する。

なお、正文を別途郵送により送付する。

(3) 参加を辞退する場合

本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、取下げ願い書【様式3】を提出するものとする。

なお、公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出期限から契約締結日までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合にも、当該様式を提出するものとする。

10 質問の受け付け及び回答

(1) 受付期限

令和7年7月2日(水) 正午まで(必着)

(2) 提出方法

質問書【様式4】により、「15 問い合わせ先」へ記載のメールアドレス宛に電子メールで提出することとする。電話や口頭での質問は一切受け付けない。

なお、件名は「申請書等作成用機器賃貸借に係る公募型プロポーザルに関する質問書」とし、送信後に電話で到達の有無を確認すること。

(3) 質問書に対する回答

① 最終回答日 令和7年7月3日(木) 午後5時

② 公募型プロポーザル参加資格の確認を受けた者の質問にのみ回答する。

③ 質問に対する回答は、随時、質問書に記載された連絡先へ電子メールにより回答するとともに、公募型プロポーザル参加資格を受けた者すべてに通知する。

④ 電話や口頭での質問は受け付けない。

11 企画提案書等の提出

参加者は、次の事項に留意して、熊野町申請書等作成用機器賃貸借企画提案書(以下「企画提案書」という。)等を作成し、提出すること。

(1) 提出期限

令和7年7月4日(金) 午後5時まで(必着)

(2) 提出場所

「15 問い合わせ先」に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、封筒に「企画提案書在中」と朱書きし、上記(1)の提出期限までに必着するものとする。

(4) 提出書類

提出書類は次のとおりとし、書類がばらつかないように適宜ファイリング等をして、表紙に「熊野町申請書等作成用機器賃貸借企画提案書」と明記すること。

なお、公正を期すため、事業者名は次の「① 公募型プロポーザル提案申請書」にのみ記入し5部については無記名とすることとし、事業者名を表記する場合は、「当社」等とすること。

① 公募型プロポーザル提案申請書【様式5】 1部

② 熊野町申請書等作成用機器賃貸借 企画提案書【任意様式】 6部

③ 同種業務等実績報告書【様式6】 1部

④ 参考見積書【任意様式】 1部

なお、見積りは賃貸借契約(60回)の月額料金とし、別紙で構築経費、運用保守経費の内訳を提示すること。

(5) 企画提案書の作成要領

企画提案書は、A4判縦置き横書き（A3版の折込みも可とする）、左綴じ、文字サイズは読みやすいフォント（11～12ポイント程度）とすること。また、「申請書等作成用機器賃貸借仕様書」の目的を考慮し、次の内容を具備すること。

なお、図表等の表現の都合により、記述方法等の一部を変更することは差し支えない。

①会社の概要

- ・会社の所在地
- ・資本金 等

②提案するシステム機器の概要

- ・操作性、使いやすさ
- ・システム機器の構成
- ・セキュリティ 等

③体制・スケジュール

- ・導入スケジュール
- ・導入時、導入後の支援体制 等

④運用・保守体制

- ・保守の範囲、体制
- ・障害発生時の対応 等

⑤価格

- ・導入費用
- ・保守費用 等

⑥その他

- ・その他、追記すべき事項があれば記載する

12 審査・選定

(1) 審査方法

企画提案書の内容を基に、審査委員会において評価基準に従い審査し、各委員の評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。

(2) 評価基準

別紙「熊野町申請書等作成用機器賃貸借に係る公募型プロポーザル評価基準」のとおり

(3) 審査結果の通知

審査結果は、参加者全員に対して審査終了後7日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に電子メールにより通知する。

なお、正文を別途郵送により送付する。

13 契約について

(1) 契約締結までの手続

- ① 契約候補者と、提出された企画提案書を基に協議を行い、仕様書を確定させるものとする。この際、提出された企画提案書の内容を変更する場合がある。
- ② 上記のとおり確定した仕様書を基に契約候補者から見積書を徴取し、予算の範囲内で地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により契約を締結する。
- ③ 契約候補者との協議が不調となった場合等については、参加者の評価基準に基づく評価点が契約候補者の次に優れていた者と契約手続を行う。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(3) 契約書

契約書については、町が指定したものを使用する。

14 その他

(1) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ① 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- ② 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったと認められる場合
- ③ その他公平な競争の妨げとなる行為等があったと認められる場合

(2) 経費の負担

本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 企画提案書の取扱い

- ① 提出された企画提案書等は、返却しない。
- ② 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。
- ③ プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、町において提出された企画提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- ④ 提出された企画提案書は、熊野町情報公開条例（平成13年熊野町条例第3号）の規定に基づき公開する場合を除き、本プロポーザル以外に当該企画提案書を作成した者に無断で使用しないものとする。

15 問い合わせ先

熊野町住民生活部税務住民課

住 所：〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

電 話：082-820-5604

FAX：082-855-0155

E-mail：jumin@town.kumano.lg.jp

(別紙)

熊野町申請書等作成用機器賃貸借に係る
公募型プロポーザル評価基準

評価項目		審査事項	配点基準	
全体の評価		本業務を理解し、本業務の目的に合った内容となっているか。	10	10
会社概要		・事業概要、規模、従業員体制等から信頼できる会社と認められるか。 ・所在地が近いなど、速やかな対応が期待できるか。	10	10
機器の概要	操作性等、基本的な視点	基本的な考え方や構成等が、本町の導入目的に沿ったものとなっているか。	5	40
		コンパクトで場所を選ばないなど、容易に設置できるものであるか。	5	
		システムや機械に不慣れな者でも容易に操作できるものであるか。	5	
		申請書等について、作成のほか、追加、修正等のメンテナンスを職員が容易にできるか。	10	
	セキュリティ	職員、住民の使用において、いかなる場合でも個人情報の漏洩が発生しないよう、セキュリティに配慮されたものとなっているか。	10	
将来性	将来的な業務の拡張や新たな運用方法に対応できるよう配慮されたものであるか。	5		
事業体制	実施体制	機器の使用開始に向け、適切なスケジュール及び職員体制が組み立てられているか。	5	30
	保守・運用体制	機器の使用開始時や人事異動時など、町の求めに応じて使い方の指導などの支援が期待できるか。	10	
		機械の不具合、障害発生時など、保守に関して迅速な対応が期待できるか。	10	
実績	同種又は類似の業務を履行した実績を有しており、本事業を円滑に進めることができると認められるか。	5		
見積金額		積算内訳が明瞭、かつ本町の導入目的に対して妥当であり、全体的に安価となっているか。	10	10
評価点（100点満点）				100

【様式1】

公募型プロポーザル参加資格確認申請書

令和 年 月 日

熊野町長様

住所又は事業所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

印

令和 年 月 日付け公告の熊野町申請書等作成用機器賃貸借に係る公募型プロポーザルに参加したいので、必要書類を添えて申請します。

なお、公募型プロポーザル参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

添付書類

- 1 企業・団体の概要【様式2】
- 2 熊野町税の納税証明書
(熊野町税が課税されていない場合は、本社・本店の所在地において納付すべき市町村税に滞納がない旨を証するもの) 又はその写し(証明日が申請日から3ヶ月以内のものに限る)
- 3 国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式による納税証明書(消費税及び地方消費税に係るもの) 又はその写し(証明日が申請日から3ヶ月以内のものに限る)
- 4 登記事項証明書(商業登記簿謄本)の写し(個人の場合は、身分証明書又はその写し)(証明日が申請日から3ヶ月以内のものに限る)

担当者 所属 _____

氏名 _____

連絡先 電話 _____

E-mail _____

【様式2】

企業・団体の概要

(令和 年 月 日現在)

企業・団体名		
代表者氏名		
所在地	本社	〒 住所 連絡先
	県内事業所等 ※ある場合に記入	〒 住所 連絡先
設立年月日	年 月 日 (県内事業所等の設立年月日 年 月 日)	
資本金		
従業員数	人 (県内事業所等の従業員数 人)	
事業内容		
同種業務等に関する受託実績 (直近5年間)	※共同企業体、下請負、再委託のみの業務実績は記載しないこと。	

- 注) 1 企業・団体のパンフレット等を添付すること。
 2 申請日現在の状況を記入すること。
 3 所定の記入欄に書ききれない場合は、記入欄を適宜調整のうえ記入すること。

【様式3】

取下げ願い書

年 月 日

熊 野 町 長 様

住所又は事業所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

印

熊野町申請書等作成用機器賃貸借に係る公募型プロポーザルへの参加を申請しましたが、都合により取り下げます。

取下げ理由

担当者 所 属 _____

氏 名 _____

連絡先 電 話 _____

E-mail _____

【様式4】

質 問 書

年 月 日

熊 野 町 長 様

住所又は事業所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

印

項 目	質 問 内 容

- 注) 1 項目欄へは、町が提示した実施要領又は仕様書のどの箇所に対する質問かを記入すること。なお、提示した実施要領又は仕様書以外のことに対する質問の場合は、この限りでない。
- 2 質問内容は、質問意図が分かるように記載すること。
- 3 行は、適宜追加すること。

担当者 所 属 _____

氏 名 _____

連絡先 電 話 _____

E-mail _____

【様式5】

公募型プロポーザル提案申請書

年 月 日

熊 野 町 長 様

住所又は事業所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

印

次の書類を添えて、熊野町申請書等作成用機器賃貸借に係る公募型プロポーザルへの提案を申請します。

添付書類

- 1 熊野町申請書等作成用機器賃貸借企画提案書 【任意様式】 6部
- 2 同種業務等実績報告書【様式6】 1部
- 3 参考見積書【任意様式】 1部

※ 1～3については、ファイリング等をして、表紙に「熊野町申請書等作成用機器賃貸借企画提案書」と明記すること。

担当者 所 属 _____

氏 名 _____

連絡先 電 話 _____

E-mail _____

【様式6】

同種業務等実績報告書

業務名	発注者 (団体名)	業務年度	業務等の概要

注) 1 記入する実績は、過去5年間に国・地方公共団体が発注した本業務に類似する実績とすること。

2 共同企業体、下請負及び再委託のみによる実績は対象外とする。